

長崎県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成20年2月8日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の範囲)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち、規則で定めるもの
- (2) 経常的な役務の提供を受ける契約で、翌年度の4月1日以降引き続き役務の提供を受ける必要があり、複数年度にわたり契約を締結しなければ、当該役務の提供を安定的に受けることに支障を及ぼすおそれがあるもののうち、規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約で広域連合長が特に必要と認めるもの

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。